

「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針講習会」(全構造編) 開催のご案内

地震発生後、被災した建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分の判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

(一社)埼玉県建築士事務所協会では(一財)日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

平成28年に実施した講習会から5年が経過し、技術者証の有効期限が令和4年3月31日までの方が大多数であることを鑑み、今回、「2015年版講習会テキスト」発行後の知見や発行時に対応できなかった課題を「別冊資料」としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

南海トラフ等における大地震等も危惧されている現在、災害からの早期復旧・復興に寄与する本業務の意義をご理解いただき、是非この機に受講くださいますようお願いいたします。

なお、講習会の受講修了者で希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定復旧技術者名簿」に掲載することができます。

また、その名簿は埼玉県に提供するとともに、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

*技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

*建築士事務所名簿の掲載は、技術者証が発行された者のいる建築士事務所のみが対象となります。

***平成28年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。**

技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

主 催 (一社)埼玉県建築士事務所協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会

共 催 (一財)日本建築防災協会

後援予定 埼玉県、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本建築家協会

開催日時 令和3年12月9日(木) 午前9時30分～午後3時40分(受付 8時45分～)

会 場 埼玉建産連研修センター3階大ホール

さいたま市南区鹿手袋4-1-7 (連絡先 埼玉県建築士事務所協会 048-864-9313)

受講料 事務所協会会員 6,150円(税込) *納入された受講料等については返還いたしません。
その他一般 8,150円(税込)

テキスト ① 必須 別冊資料 4,000円(税込)

② 任意「2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」
(日本建築防災協会発行) 7,920円(税込)

②については、すでにお持ちの方は購入の必要はありません。講習会当日必ずご持参ください。

(お忘れになった場合は当日販売・貸出等はありませんのでご注意ください。)

※テキストは、講習会当日、会場受付にてお渡しします。

※講習会は、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、座席は1人掛け(指定席)とさせていただきます。そのため、②の任意テキストの共有はできません。

技術者証 発行手数料 1,100円(税込) *希望者のみ

受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政の職員。

講習形態 (一財)日本建築防災協会で行われた講義を収録したDVDによる映像講習

申込方法 協会ホームページ <https://www.saijikyoo.or.jp/> から受講申込書等をダウンロードしていただき、所要事項を記入し、受講料等を納入の上、写真を添えて郵送にてお申し込みください。

(郵送のみの対応となります。)

受講料等の支払い

受講料等の払込みは銀行振込をご利用ください。(振込手数料は各自ご負担ください)

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金口座 0181017

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 会長 栗田政明

提出書類等 (①から③は必須書類、④・⑤は希望者のみ)

- ① 受講申込書 (振込受領証のコピーを貼付)
- ② 写真 (タテ3.5cm、ヨコ2.5cm) 1枚 (技術者証の発行を希望の方は2枚)
- ③ 受講票返送用封筒 (長3封筒: 12cm×23.5cm) 宛名を記入の上、84円切手を貼付のこと
- ④ 技術者証の発行を希望される建築士の方 別記1-判定・復旧技術者名簿・技術者証申込書 (建築士免許証または建築士免許証明書の写しを添付して下さい。)
- ⑤ 事務所名簿に掲載を希望される建築士事務所 別記2-判定・復旧建築士事務所掲載申込書

詳しくは受講申込の手引きをご覧ください。

受講申込先 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会

(〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7-5F TEL 048-864-9313 FAX 048-864-9381)

申込受付と受講券の発行

受講申込書の提出と受講料等の払込を確認した時点で受付し、受講票を送付いたします。

(講習会当日の申込受付はいたしません)

振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。

なお払い込まれた受講料は返還いたしません。(テキストは送付いたします)

定員 70人 (予定)

申込期限 令和3年11月25日(木) (但し定員に達し次第締め切ります。)

時間割・講習内容等 (都合により変更する場合があります。)

時間割	講習内容	講師等
9:30 ~ 9:35	挨拶等	(一社)埼玉県建築士事務所協会
9:35 ~ 9:55	被災度区分判定の考え方	DVDによる映像講習
9:55 ~ 11:30	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	
11:30 ~ 12:30	(昼食・休憩)	
12:30 ~ 14:00	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	DVDによる映像講習
	(休憩)	
14:10 ~ 15:40	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	

※注意事項

1. 技術者証の発行

講習会の修了者の希望により建築士の方を対象に、(一財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間令和9年3月31日)を発行します。発行手数料は受講料、テキスト代とは別に1,100円(消費税込)が必要になります。(→後日カード式の技術者証が(一財)日本建築防災協会より申込者宛送付されます。)

2. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で、震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをしていただきます。本会では「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を埼玉県に提出するとともに、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

3. 本講習会は建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)となります。